

厚生文教常任委員会会議録（特急反訳）

【速報版】

令和7年6月17日

午前10時 開会

○竹田光良委員長 おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本常任委員会に付託をされました議案第5号「泉南市立学校施設使用条例の制定について」ほか2件につきまして審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本常任委員会に付託をされました議案については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、許可いたします。

○山本市長 ただいま委員長のお許しを得ましたので、厚生文教常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

竹田委員長、添田副委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃より市政各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますことに対し、深く敬意を表する次第でございます。

本日の委員会は、さきの本会議で本常任委員会に付託されました議案第5号、泉南市立学校施設使用条例の制定についてをはじめ、議案第8号、議案第11号の計3件について御審査をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審査をいただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○竹田光良委員長 委員及び理事者に申し上げます。

質疑及び答弁につきましては、着席のまま御発言いただきますようお願いいたします。

これより議案の審査を行います。議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田光良委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第5号「泉南市立学校施設使用条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。

○石橋正敏委員 お願いいたします。体育館の空調についてお尋ねします。

命を守るという観点から、空調をどう安全に使っていくか、その必要性和泉南市の取組について、まずちょっと現状を共有させていただき、それを踏まえて質問いたします。

文科省のデータでは、全国の体育館の空調設置率は小学校で18%、中学校で20%と2割に届いていませんが、そんな中で、泉南市は、市民の方の安全や健康を守る観点から、空調設備の整備を進められてきたことは、非常に評価されるべきことだと思います。

先ほども委員長をはじめ、暑い云々の話がありましたけれども、昨日、沖縄を除く全国で、今年初めて熱中症警戒アラートが発表されまして、もはやこれまでの経験は通用しない暑さが当たり前になっています。

そうした中で、現状まだエアコンはぜいたくであるとか、電気代がもったいないと言って使わない人もいますし、実際、自宅のエアコンを我慢しているという声もあります。

私は、空調エアコンは命を守るインフラだと思っていますが、環境省の熱中症予防サイトによれば、体育館の暑さ指数は午後4時から5時に最も高くなり、この時間帯に体育館を使い始めると、日中にたまった熱で空調はすぐ効かず、熱中症のリスクが高まります。

こうした実態から見ても、使用の判断を現場任せにするのは非常に限界があると思います。今大切なのは、使うかどうかではなく、どう安全に使ってもらうかではないかと思い、3点質問をいたします。

まず、啓発についてです。

体育館の空調の使用をためらう方々を想定し、空調は命を守るためのものであるという認識を広めるための啓発や、周知の取組を進める現状の取組や、これからのお考えはあるのか、お聞かせください。

2点目は、先行冷房についてです。

特に危険性が高まる午後4時以降の利用において、空調をあらかじめ稼働させておく、いわゆる先行冷房のような対策を講じる予定はあるか、お尋ねします。

最後3点目は、ガイドラインの整備についてです。

空調の使用法や室温管理の考え方、利用時間の工夫、使用料の取扱いなどを整理した包括的な暑さ対策ガイドラインを、泉南市として策定されているのか、策定されるお考えがあるのか、お聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 空調設置についてでございますけれども、こちらのほうは、体育館に限らず、普通教室から順序立てて整備を行っているところでございまして、まず1点目、啓発につきましては、今回、空調整備、体育館の空調整備につきましては、また、その使用方法等につきましては、学校等に説明する必要が生じますので、そちらにつきましては、校舎長会等機会を捉えまして、教育委員会のほうから、啓発も含めた説明を行っていきたいと考えております。

2点目、先行冷房につきましては、あらかじめの冷房については、3点目のガイドラインと重なるところもございますけれども、これまで普通教室に空調を設置した際に、その使用方法についてという取決め、要綱のほうを作成しております。

そこにつきましては、無駄な冷房は行わない。ただし、例えば連続してその教室を使う場合とか、あらかじめ、多くの子どもが使うというような場合には、先行して冷房することも可能であると考えております。

こちらのほうで注意していただきたいのは、

一気に複数、多くの空調を稼働することによって、電気のデマンドが跳ね上がりますので、そのような点に気をつけていただくこと。

それから、空調を使う人も暑さ対策、できることについては取り組んでいただきたいというふうな取決めというか、ガイドライン取扱要綱等を定めておりますので、それも改めまして、体育館空調整備ということなので、見直した上で、学校のほうに周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○石橋正敏委員 御説明ありがとうございます。今、普通教室ということも踏まえてということやったんですけども、室内運動場、体育館というのは大きさが全く異なるということと、今はもう6月中旬で、校舎長会の説明云々というのは、なかなかスピード感があるような、ないようなということも感じます。

いわゆるこの料金を設定しているということとは、一般利用も考えているということだと思っておりますけれども、その場合に、先ほどの御説明だと、使う、使わないという判断が、まだまだ御自身のやっぱり料金が発生すると、もったいないという考え方と、やはり、ただ一日中体育館の授業がなくて、部活を4時以降から使うといったときもあると思っております。

その辺が、去年までの暑さと今年も実際に相当暑いという、異常な状態という、想定外ということになっているので、その辺は使用に危険性を踏まえた話合いとかをされているんでしょうか。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 体育館の空調の整備につきましては、中学校については、竣工が7月31日を予定しております、小学校については、できる限り早期の竣工を目指しておりますけれども、10月末までを一定のめどとして整備を進めていきたいと考えておりますので、委員御指摘のとおり、学校との調整につきましては、それと並行して行う形になりますので、そこについても急いでいきたいと考えております。

それと、料金につきましては、学校のほうを使う場合には、当然減免というか、無料で使う

ことになりますので、学校からは料金を取ることとは考えておりません。それも踏まえて、学校に使い方のほうを周知していきたいと考えております。

以上です。

○石橋正敏委員 一般の方も使うという前提ですよね。そうすると、その一般の方が先ほどみたいに、いわゆる利用、自分の家でも、もったいないという考え方は、いまだに残っているので、体育館もそういう形で使わない、お金がもったいないからという中で、やっぱり熱中症アラートが出ていたら必ず使いましょとか、逆に先行的に冷房するとかいうのをしておかないと、もう熱中症が起こってからでは、それ以上のリスクが起きます。

その辺は、結構検討されているのか、なかなかその辺がちょっと申し訳ないですけども、危険性に対する一般人の利用のリスクというのが、やはりこの体育館に空調設備が入ることによって、使ってみようかという団体が増える可能性もあると思うんですけども、その辺をもう一度改めてお聞かせください。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 一般の利用につきましては、当然、利用期間というか、時間が限られておりまして、午前、午後、それから夜間等の期間での利用をしていただく形になります。

その中で、空調設備を使うかどうか、先行的に冷房するかという判断につきましても、利用者のほうの判断になってまいりますので、使用する最初から冷房をつけていただいて、冷えた時点で活動を始めるか、それか冷やしながら活動するかという点につきましても、基本的には利用者の方の判断にはなります。

やはりその際には、活動するメンバーの方、それから状況も踏まえた上で、気をつけていただきたいというふうな周知については、こちらのほうからやっていく必要があるのかと考えております。

以上です。

○竹田光良委員長 いいですか、まだいけますか。
(発言する者あり) 別にいいですよ、大丈夫で

すよ。

○石橋正敏委員 ありがとうございます。なかなか例えば夜間、例えば4時から使う。いわゆる一定冷えるまで活動しないというのは、なかなか使う側にとっては、一方で使用料は発生しているというのは、非常に現場任せで、そこが私は先ほども、もったいないから使わないという形の人が増えると、現場任せというのは非常にリスクがあります。

そこはやっぱりこういう状況、例えば熱中症アラートが出たときは、どなたがつけるか分かりませんが、早めに行ってつけることができるかというふうなものは、検討いただけたらなと思いますが、要望にしておきます。

○竹田光良委員長 部長、これプリペイドカードが発生するじゃないですか。多分、そのこともひくくめてだと思えるんですけども、要はプリペイドカードを入れることによって、空調が発動するのか。

要はそれがなくても空調は発動できるのか、そこで要はいわゆる先行冷房というのは変わってくると思うんですよ。

例えば、6時から7時まで借りていましたと、このプリペイドカードを入れて6時から7時やったら、当然先行冷房というのは難しくなると思うんですけども、多分その辺りも言っているとしますので、もう少し詳細に説明してもらおうほうが分かりやすいかなと思うんですよ。プリペイドカードの関係とも同様で。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 プリペイドカードにつきましては、学校の空調の横に設置するリーダーがありまして、そこにカードを入れることによって、何時間使うかの設定がまずできることになります。

30分単位でまずは設定して、それが過ぎれば自動的に切れるという形になりますので、まずは入れていただくことによって、稼働のスイッチが入れられるふうになると聞いております。

ですので、延長する場合は使えますけれども、当然9時から使うのであれば、9時からそのカードを入れていただく形になりますので、それ以前の先行冷房というのは使うのは厳しいかな

というふうに考えております。

○竹田光良委員長 ということですね、分かりました。ほかに、ございませんか。

○井上 実委員 それでは、先日協議会のほうでも、いろいろと御質問をさせていただきましたので、今回はちょっと細かいところになってしまうんですが、何点か確認をさせていただきたいと思っております。

今回の空調設備なんですけれども、従前から、今年度は中学校、来年度は小学校という形で順次設置していくということで、今年に関しては、夏までに整備をするということで進めていただいていたというふうに思います。

おおむね今年7月の末ぐらいをめどに設置完了して使用できるようにするというので、お答えもいただいていたかと思っております。

現状分かりましたら、具体的な工期というのが分かりましたら、教えていただきたいと思うんですけれども、何月何日から工事が始まって、一応何月何日に設置完了予定だというのが分かりましたら、教えていただければなと思います。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 体育館における空調設備の設置工事につきましては、小学校と中学校で分かれておまして、中学校においては、前年度から契約して既に手続を進めておるところでございまして、工期といたしましては、令和7年7月31日までとなっております。

それと、小学校につきましては、現在入札が済んで、5月8日からスタートしまして、工期のほうは、令和7年10月31日までという形で整備を進めているところでございます。

○井上 実委員 ありがとうございます。工期のほうは7月31日ということで、スタートがどこから始まるかというのは分からないということですね。もう請け負っていただいている事業者さんがどこかのタイミングで、工事を始めるのかということは、夏休みが始まってから工事を始めるとかではないですか。

○西山教育総務課長 現在、契約をしていただきまして、まずは材料の手配というところが一番大事になってきますので、まずは材料の手配を今

していただいているという状況にあります。

まず、その材料の手配につきましても、今施工計画を各業者さんで計画、どの時期に材料を搬入して現場に行って配線をつなぐというところの計画をつくっていただいておりますので、まだ、契約して間のない状態でございますので、詳細につきましては、今後、業者さんのほうから御提供いただいて、現場のほうで調整して設置していくという形になっていくこととなります。

以上であります。

○井上 実委員 ありがとうございます。これは個人的に私が気になっているだけなので、特にどうこう言うあれではないんですけれども、今回7月31日が工期ということで、今回御提案いただいている議案も、8月1日から施行ということで、いわゆる8月1日からエアコンが使えるようになるんだなというところに、照準を合わせていただいていると思っております。

先日の協議会でも、学校のスケジュールをお示しいただきまして、大体毎年似たような時期だと思っておりますけれども、7月18日が1学期の終業式ということで、7月後半というのは、もう夏休みが始まっているという段階になります。

この工期のお尻が7月31日で切っただけなんですけれども、それであれば夏休みの頭から使えるように、終業式辺りをめどに工期の完了を予定して、こういったスケジュールが組めなかったのかなというふうには少し思いました。

その点に関して、課内でそういったお話、議論があったのかどうか、または、その辺もちょっと教えていただけたらなと思います。

○山本市長 この件に関しましては、できるだけ早く子どもたちが使う、それから一般の方も使われる体育館の空調ということで、可能な限り早くやってくれということで、何度も調整をしまして、この時期が最速だというふうに思います。最速がこの時期だということで、本来であれば、夏休みに入る前にやれば一番いいんですけれども、現実的な工程とかスケジュールを組んでいくと、この時期が、このタイミングが一番の最速だということで報告を受けております。

○楠 成明委員 それじゃ、ちょっとお聞きしたい
と思います。

ちょっと根本的なところとか、本当に初歩の初歩のところまで申し訳ないんですけども、停電時にエアコンが使えるのかということと、あと、その授業とかでも使われると思うんですけども、授業で使うときにもプリペイドカードを使うのか、教えていただきたいと思います。

あと、スポットバズーカということで、スポットクーラーかと思うんですけども、スポットクーラーのイメージは、やっぱりイメージとして、近くにいる人が涼しいというイメージがあるので、台数を設置するという事なんですけれども、館内全体を快適にするには、どれぐらいの時間でできるかというのを考えて台数を決めているとか、館内全体を冷やすのにどれぐらい時間がかかるか、想定してやったのがそれなのか、教えていただきたいと思います。

あと、それぞれの体育館を各種団体に使ってもらっているかと思いますが、今後体育館にエアコンを設置するという事で、より使用しやすくなるというか、使用したいなと思う方が増えると思うんです。

それも踏まえてというか、今の利用状況と今後これぐらい増えるとか、そういう試算とかをされているんやったら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○西山教育総務課長 私のほうからは、停電時に使えるのかということと、あとスポットバズーカの冷える時間ということなんですけれども、まず、停電時間につきましては、各体育館に発電機等はまだ設置されていないという状況を踏まえまして、停電が回復するまでは使えないというところがございます。

あと2点目、スポットバズーカが冷える時間につきましては、設置台数は、体育館の平米に対して設置台数、1つの機械の能力に対して、設置台数を6台、中学であれば6台というのを計算したんですけども、冷える時間につきましては、今お伝えすることはできません。

あと、どれぐらいで冷えるかということなんですけれども、冷房に関しましては、冷たい空気は

下にいくという自然の原理がございますので、夏場に関しましては、冬場に比べてはつける時間は短いであろうというところで認識しているところがございます。

以上でございます。

○小林教育サービス課長 私からは、授業のときもプリペイドカードを使うのかということと、各団体の今後のことについてお答えさせていただきます。

学校のほうには、無料のプリペイドカードをお渡しして、そちらのほうを使ってもらうように考えております。

今後の各団体のことなんですけれども、現状としましては、冷房が入るのであれば、新たに体育館を使っていきたいなというお声もいただいているんですが、これも去年の現状は踏まえておりますが、やはり使われる団体さん、回数、全て毎回同じではございませんので、今後増えていったらいいなと思いながら考えているところでございます。

また、冷房が入りましたということにつきましては、今使われている団体さんが使用申請に来たときに、こういうふうに使えるようになります、また、広報やホームページにも、順次こういうふうな形でついておりますので、御利用くださいというふうに、啓発のほうは行ってきたいと思っております。

以上です。

○楠 成明委員 ありがとうございます。今のところちょっと停電時には使えないというようなことですので、発電機のことでも一回つけていただいて、今後やはり何かがあるか、何かあるかというか、避難所にもなるというところという、やはり停電も起こって、避難して来られるという方もいると思うので、後づけでもできると思うので、また、ここはちょっと考えていただきたいと思います。

あと、授業とかは無料のプリペイドカードがあるということですので、避難所となった際にも、そのプリペイドカードを使用することになるのかなと思うのですが、そうですね、分かりました。

あと、スポットクーラーの設置のところでお答えいただいて、前回の話でもあったと思うんですけども、平均、小学校、中学校の体育館の広さが違うから、1時間当たりの利用が違ふと。設置する台数も違うからということやっただと思ひます。

そうなるてくると、基本、中学校のほうが広いと思ふんですけども、小学校に設置するそのスポットバズーカの数と、中学校に設置するスポットバズーカの数が一緒になるということはないんですかね。

○竹田光良委員長 それが違うので、400円と600円の差が出てくる。

○楠 成明委員 ああ、平均でと言うてはったから、もしかしたら、違ふかったら違ふでいいんですけども、もしかしたら一緒の台数になるところもあるとなるんやったら、料金設定の考え方もちよつと違つてくるんじゃないかなと思つたので、一緒じゃなかったらいいです、一緒じゃないと言つてくれればいいです、その辺を教えていただければと思ひます。

あと、団体さんが使われるとかあつたと思ふんですけども、利用に対しての減免はあつたんかなと思ふんですけども、エアコンに関しての減免みたいなものは、団体利用でないのか、ちよつと教えていただければと思ひます。

○小林教育サービス課長 小学校と中学校の平均のスポットバズーカの設置台数は違ひます、一緒ではございませぬ。

あと、団体利用の減免ですけども、施設の使用料についての減免はございませぬ。でも、空調設備使用料についての減免は考へておりませぬ。

以上です。

○中田佳子委員 お願いいたします。プリペイドカードの中に、まだお金が残つた状態で、もうその方たちが使われなくなつたときは、最後は返金というか、カードと交換で返金というのはしていただけるんでしょうか。

○小林教育サービス課長 プリペイドカードなんですけれども、現金と同じ扱いということではございませぬが、カードについての換金等は一切考

えておりませぬ。

また、その辺については全て使い切る、どこの小中学校、どこの学校の体育館でも使用可能ですので、複数の施設を使つている団体さんもございますので、そちらのほうは適宜考へて、全て使い切りという形で考へていただきたいと思つております。

以上です。

○中田佳子委員 先ほど、空調が使えるようになったら、いろいろな今使われてない方たちも使うかもしれないということで、単発で使う方もいらつしやるかもしれないというふうにかへたときに、もしプリペイドカードに残高があつたら返金できるようにしていただけたら、非常にありがたいです、もつたたいなくないかなと思ひますので、また御検討いただきたいと思ひます。

○松本直也委員 ちよつとお伺ひしたいんですけども、使用料の減免の部分と、使用料の還付という部分で、市長が特別の理由があると認めるときは、その還付があつたりとか、減免があると思ふんですけども、その特別な理由というのは、具体的にどのような理由なのか、教へていただきたいと思ひます。

それと、これは暑い時期の夏の場でのことに関わつてくるんですけども、先ほどエアコンの話の主をされていたんですけども、屋外運動場の使用を制限するといったことはございませぬでしょうか。

○小林教育サービス課長 すみませぬ、順番が逆ですけども、屋外体育館、要するに外のグラウンドの使用についてでございませぬけれども、去年あつた例ですと、朝の7時とか8時の時点で、環境省が出している熱中症アラートが出た場合は、もう団体の利用をやつぱり危ないのて、使用を止めて、次にスライドさせるというような形で、各団体さん、市のほうから使えませぬよという案内はしてないんですけど、個別の団体さんと話をしながら、そういう警戒アラートが出ている時間帯に使つている分につきましては、いろいろ創意工夫をさせていただいております。

使用料の減免の特別な場合ということでは

れども、まず、本市が災害避難所等として緊急に使うときには免除、使用料は無料という形になります。

次に、本市の社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他の公共的または公益的団体が主催する事業で、それぞれ社会教育、または社会福祉のための事業を行うときも、同じく免除というふうになっております。

また、その他市長がいろいろな必要があると認めるときには、その都度、市長が定める額を減額、または免除というふうな規定をさせていただいております。

以上です。

○松本直也委員 ありがとうございます。今、免除の話がございましたけれども、先ほど御答弁もあつたと思うんですけれども、エアコンの費用に関しては、免除はないということでもよろしかったでしょうか。

○小林教育サービス課長 そのとおり、空調設備使用料、エアコンの使用料につきましては、減免のほうはなしという形で考えております。

以上です。

○竹田光良委員長 では、ほかはございませんか。副委員長、いいですか。——すみません、ちょっと副委員長が質問した、そのプリペイドカードについて、ごめんなさいね、僕のほうから言うのもおかしいですけども、要は、つまり現金と一緒にというような、先ほどお話がありました。

これは、各学校によって違うんでしょうけれども、どれぐらいの枚数の発行を考えるとはるのかというのが1つと、それと併せて、再交付しないと。なくされた場合については、もう絶対に再交付しないということでもいいのかという観点です。

もう1つ、仮にですけれども、やっぱり基本的に使い回しというのは、これはしてもらったら困る話やと思うんですけども、その辺のところはどうされるのか、その点ちょっとすみません、こちらが言ったことなんで、僕のほうから言うのもあれなんですけれども、お答えいただきたいなと思います。プリペイドカードの使

用についてということで、すみませんお願いします。

○小林教育サービス課長 プリペイドカードなんですけれども、今回は1万枚を製作します。ちょっとずつ印刷しますと、やはりいろいろなコストがすごくかかってきます。

今回、空調等の耐用年数等も考えて、できるだけカードの製作自身にコストがかからない数で、かつ現在使用できる区分と日数を考えたときに、各団体によって幾つかの施設を使っている団体さんもあれば、週に1日同じ施設だけを使っている団体さんというふうに、いろいろな団体さんの内容があります。

ただ、1か所使うときには必ず1枚のカードを持っていないと。その空調のカードのところにカードが入れられないので、そういうふうな観点で、こういうふうな数字をはじき出したというような形になっております。これで抜けていないですか。

○竹田光良委員長 あと、使い回しの危険性防止、その辺の考え方ですね。

○小林教育サービス課長 使い回しといいますか、1枚3,000円のカードですので、小学校でしたら400円ずつ落ちていきます。中学校でしたら600円ずつ落ちていきます。

カードリーダーにカードを差し込むことで、残りの時間、もしくは金額が分かるような状態になっております。

ゼロになりましたら、もうそちらのカードは使えない、使い捨てになっておりますので、使えないということになっております。

また、カードにつきましては、全て個別にカードのID番号をこちらのほうで全部付与、つけさせていただいて、そちらとカード販売機から出た数とか、そちらのほうを管理して、抜いたり、差したりできないような形で考えていこうと思っております。

以上です。

○竹田光良委員長 失礼いたしました。

ほかよろしいですか。——いいですね。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありません

か。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田光良委員長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありますか。

○楠 成明委員 それでは、お聞きしたいと思います。

前回のときも聞かせていただいて、待機されている方が2名おられるということだったんですけれども、今回といいますか、この保育事業所が、小規模保育事業、認可されているのが2か所と認可外も2か所あるということで4つあると思うんです。

その4つも、それぞれの地域にあるのかな、すみません、ちょっとややこしいのであれなんですけれども、小規模保育事業所「りとる愛らんど」と西信達にある施設やったということをお聞きしています。

ほかの認可外も、これでいうと樽井と西信にあるんですけれども、認可外のほうは、その地域以外にあるのかをお聞きしたいと思います。

あと、ややこしくなってあれですすみません。希望する事業所には入れへんけれども、空いているところに入ったという方というのはおられるのか、お聞きしたいと思います。

○石谷健康子ども部副参与兼保育子ども課長 では、泉南市内の小規模保育事業所は「りとる愛らんど」と「西信達保育園Picco（ピコ）」で、それぞれ厳密な場所は、議員おっしゃったとおり「りとる愛らんど」は樽井、「Picco（ピコ）」は西信達でございます、岡田地域でございます。

その認可外の保育施設というのは、前回の協議会で申し上げたのは、企業主導型保育施設と

いうものでして、その地域枠というのがあるんですというのは申し上げました。

泉南市内に認可外保育施設というのは6か所ございます。例えばですけれども、病院での託児所やったりとか、あとユーフーズさんの託児所だったりとかがあります。ただ、ちょっとこのユーフーズさんは、もう現在ちょっと閉めているかもしれないんですけれども、認可外保育施設の認可に関しては、泉南市での管轄ではございませんので、現在の状況は分かっておりません。

野上病院のほうにも託児所がございます。そちらも認可外保育施設という形になっています。

企業主導型保育施設と申し上げたのは、場所としては「みらい☆えみふるキッズ」が樽井にございまして、「スマイクル保育園」というのが、地域で言うと幡代という地域にございます。

企業主導型というのは、企業がそちらの従業員の子どもさんを預かるという保育部分と、地域枠という枠がございまして、従業員以外に地域の方を受け入れるという枠もございまして、その地域枠に入所されている方も、泉南市では数名いらっしゃいます。

実は、泉南市外にも阪南市にも企業主導型保育園というのが2か所ございまして、泉南市に在住の方で、そちらの地域枠を御利用されている方もございます。

以上です。

○竹田光良委員長 もう1点なかったですかね。

○石谷健康子ども部副参与兼保育子ども課長 すみません、申し訳ないです。

あと、希望しているところに入れなくてということなんですけれども、第1希望から泉南市内の保育施設全て希望を書いていたいたりとか、第3希望、第4希望まで書いていただいたり、いろんな保護者の方がいらっしゃいます。

希望じゃないところに、もちろん入られている方もたくさんいらっしゃいますし、厳密に希望以外のところに入られている方というのが、現在何人いるかという数字は、申し訳ないです。がつかめていないです。

以上です。

○竹田光良委員長 ほかございますか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田光良委員長 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「動産の買入について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○竹田祐平委員 よろしく申し上げます。協議会のほうでも御説明いただいたんですけれども、2点だけ質問させていただきます。

まず、タブレットのほうなんですけれども、LTE仕様からWi-Fi仕様になった理由をお聞かせください。

2点目が、恐らくですけども、今、貸与していただいているタブレットは、キーボード付きカバーではないかと思うんですけれども、今回新しくキーボード付きカバーになる理由を、以上2点お願いします。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 第1期のGIGA構想のときには、本市の校内ネットワークのほうが非常に脆弱であったため、そのタブレットの快適な動作を確保するため、当時はLTEの仕様を決定したものでございます。

しかし、昨年度から、本市におきましても校務支援システムの構築を着手しておりまして、その一環として、ネットワーク環境も拡充しましたので、今回、Wi-Fi方式であっても十分な動作環境を確保することができたという点も踏まえまして、総合的に判断した結果、Wi-Fi方式に決定いたしました。

それともう1点、キーボード付きカバーにつきましては、どうしても学校の学習のほうでキーボードを使うということが、やはり必要であるというふうな認識になりましたので、タブレットの操作じゃなくて、改めてキーボードの重要性というのを認識しましたので、このたびキ

ーボード付きのタブレットカバーを採用することにしたということでございます。

以上です。

○石橋正敏委員 第1期と今回の違いをハード面と、あとネットワークの環境というお話があったんですけれども、実際に試されたのかというのが、例えば一斉に重たい動画を動かしたときに、果たして本当に全学年、全クラスが動くかということに、非常に懸念があるんですけれども、その辺は、実際試されたのでしょうか。

あと、ソフトウェアの第1期と、今回というのは、世の中も相当ソフトウェアに関する考え方が違うと思うので、こういうところは、今回は導入しなくて、こういうところは入れたとかはありますか。

例えば、生成AIなんていうのは、この4年で相当身近なものになっていますし、というところで、ソフトウェアの部分の導入の経緯と、あとネットワーク環境をちょっと教えてください。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 ネットワーク環境につきましては、校務支援システムを入れる際に、十分な容量を確保しているという認識の下、このたびWi-Fiを入れたものでございます。

改めてWi-Fiのタブレットを使って実証実験をしたわけではございません。ただ、運用していく中で、同時に接続した場合、どのような負担等が起こるかについては、ちょっと検討した上で改善を図っていききたい。そのような場合は改善していきたいと考えております。

それと、ソフトにつきましては、やはり子どもが使うものですので、新しいソフトを入れる場合には、やはり慎重な判断が必要となってまいりますので、そこは第1期のGIGAスクール構想の部分から、学校が本当にこういうソフトが必要だという場合には、教育委員会のほうに相談していただいた上で、必要なものを入れていくというふうな判断です。

第2期につきましても、改めて新しくこれを入れるというものはございませんけれども、その都度その都度、学校と相談しつつ、必要なソ

フトというのは検討していきたいと考えております。

○石橋正敏委員 ソフトウェアに関して、学校の云々ということだったんですけども、もう現状4中10小学校の取組の中では、非常にタブレットを効果的に使っている学校があると感じているんですけども、そういうところのリクエストが、本当にないかということ。

あと、ネットワーク環境なんですけれども、これはこの前、未来教室があったときに、やっぱりちょっとまいこと動かなかったという。

外部の方がやってきて、それなりの大きなボリュームのものを使うということもやっぱり想定はしないと、せっかく来ていただいても、なかなか動かないとなると、その環境設定に時間を、40分やったら40分、45分の授業の中で、それだけで5分が取られてしまうと思うので、その辺もちょっと。

今の段階ではなかなか言えないと思うんですけども、ソフトの面はどういう、実際にやっぱりちょっと温度差があるのと、先行している学校があると思うので、リクエストとかがないのかというのが、ちょっと気になるんですけども、その点、いかがですか。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 一応ソフトとかアプリにつきましては、第1期のGIGA構想の中で、この5年間やってきた中で、ある程度学校のほうで本当に必要だと、教育委員会のほうでは要らないと判断したけれども、学校のほうで必要だと判断した部分につきましては、入れていったりしております。

そこは、現場の中での判断というのを重要視しながら、教育委員会としても、子どもたちのためのソフトについて、改めてそこはその都度その都度判断していきたいと考えております。

○楠 成明委員 お聞きしたいと思います。

今回の動産の買入のところなんですけれども、随意契約、契約の締結方法が随意契約になっているんですけども、議案書とかを見ていたら、入札がされているので、この辺が、すみません、ちょっと意味が分かりません。

そもそも随意契約というのは、入札がないん

じゃないかなと思っているんですけども、その辺の経過というか、なぜそうなっているのかを教えていただきたいということです。

それと、先ほど今回Wi-Fiのみになった理由をお聞かせいただいたんですけども、ということは、そもそも、もうこのセルラータイプというか、LTEは検討されていなかったということでもいいのかを聞きたいです。

なぜかという、これまで一台一台ネットワークにつながって外でも使えるということを考えていたかと思うんですけども、ということは校外学習とか、そういったところでも使っていたのと違うのかなと思うんですけども、今後は、もうそれができへんようになってしまわないかなと思います。

あと、不登校の子らもネットを介して、授業に参加じゃないですけども、学校の教室の授業が受けられていたと言うていたと思うんですけども、一台一台つながらへんということは、もう家庭のWi-Fi環境が必要になってくると思います。

そうなってくると、みんながみんなそういう環境があるのかと言われれば、ちょっと疑問に思うので、その辺をどう考えているのかを、お聞かせいただきたいと思います。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 まず、契約の経緯についてでございます。

今回は、共同調達という形になりまして、こちらのほうは、前は1人1台端末の市町村単位での契約だったのに対しまして、今回の更新では、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基にした調達になっております。

それは、今回GIGAスクール構想の加速化基金からの補助金を受けるための要件となっております。まずは大阪府で入札した上で、入札の金額を参考として、各市町村で落札業者と随意契約をするという方式になっております。

今回本市におきましては、大阪府のほうで入札をやっていただいた結果、令和7年度大阪府GIGAスクールiPadOS共同企業体が落札されまして、その金額を基に、そこに参加した市町村に対する契約金額を提示されます。

その提示された金額について、本市とその共同企業体が協議調整することによって、今回の契約金額を定めた上で、仮契約を結んだという経緯になりますので、大阪府で入札した結果をもって、市のほうで随意契約をしているという形になりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

それと、不登校の子に対する授業等がLTEじゃないとできないんじゃないかということですけれども、今回については、家庭のほうでWi-Fi環境が整っていない御家庭につきましては、本市のほうでモバイルルーターを調達しまして、当該家庭のほうに貸与するというふうなやり方を考えております。

今年度、モバイルルーターが必要な家庭の数を確認した上で、来年度4月から貸し出すような手続の方法を構築していく準備をしているところでございます。

以上です。

○楠 成明委員 ありがとうございます。ルーターを貸し出すということは、もう無料になるということでしょうか。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 ルーターにつきましては、調達するのは市でございますけれども、その通信料等については、御家庭の負担をしていただく予定をしております。

○楠 成明委員 そうしたら、通信するということは契約をするという、中身は制限があったり、なかったり、市からルーターを貸すから通信できるように契約は家庭ですと。その通信の契約自体はもう御家庭であまり使えへんから少なめとか、ちょっとちはぎょうさん使うから多めとか、そういう契約の幅というのはあるんですか。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 現在想定しておりますのは、本市のほうの貸出しは、ルーター本体のみになりますので、SIMカードは含んでおりませんので、委員御指摘のとおり、どのような契約をするか、大きい容量とするのか、小さい容量にするかというのは、御家庭の状況によって判断していただければと考えております。

○中田佳子委員 よろしくお願いたします。今回の買入れの金額が2億7,527万9,114円ということで、4,690台ということなので、単純に割ると、1台当たりが5万8,695円になると思います。

先ほど、府のほうで入札をされた結果ということで、大体大阪府下の1台当たりのこの単純単価というのは、ほぼほぼ同じような金額になると考えていいのでしょうか、それをちょっとお尋ねしたいです。

あともう1点、タブレットはやっぱり落下による破損とかが一番、わたし的には気になってくるんですけれども、このタブレットの保険料というのは、大体各御家庭1人当たり、1台当たり幾ら払っているのか、お教えてください。

また、GIGAスクール構想というので調べると、そういう保険料というのは、自治体が負担されていることが多いというふうに書いてあるのも見たんですけれども、近隣市町とか、大阪府下ではどのようになっているのか、お分かりの範囲でお教えてください。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 大阪府の入札につきましては、本市が所属しておりますのが、iPadOS買取りになります。それについて、入札をした結果、落札率の下、各市町村で案分した結果ですので、その落札率は一緒ですけれども、あと変わってくるのが、下取り代、古いああいうタブレットの下取り金額によって、各市町村が変わってきますので、そこについては、泉南市と同じ額か率では変わってくると思います。

それと、保険の枠、保険料でございますけれども、保険料につきましては、今回お願いしているのが、保険料として年間920円を保護者の方に負担していただく形になっております。

それとあと1点、ほかの市町村につきましては、保険料が市町村負担ではないかという部分につきましては、特にうちのほうで、市町村が負担しているというふうな情報は、ちょっと入っていませんけれども、改めてそこに負担をどこが増加しているかというのは、1回研究は進めてみたいと思います。

○中田佳子委員 ありがとうございます。今、iPad

a d O S 買取りというところで入札をされたというふうに言ってくださっていたんですけども、ほかの自治体の方で、レンタルのところがあるというふうに聞いたんですけども、泉南市としては買取りのほうにしたということで、レンタルのいい面、利点、欠点みたいな、買取りの利点、欠点で、その中でなぜ買取りを選んだのかという、その決め手がありましたら教えてください。

○**桐岡教育部長併成長戦略室参与** 本市のほうは、i P a d O S の買取りでございますけれども、i P a d O S のリースのグループもございまして、それはそれで入札を行っておると聞いております。

そこで、本市のほうがりースではなく買取りを選択した理由といたしましては、御指摘のとおり、どちらのほうもメリットとデメリットがございます。

ただ、リースのほうのメリットといたしましては、支出が平準化できたり、契約終了後のデータ消去などの簡素化、残価設定による低価格化が期待できるというところです。

ただ、デメリットといたしましては、リース料が上乘せされたり、毎月の支払い業務が発生したり、所有権がリース会社にあるため、100%の返却義務が負担になってくるという部分がデメリットとして考えております。

そして、ほかの市町村と意見交換の場がありまして、そこで意見交換をした結果、購入やリース、調達方式の違いによる端末とか附属機器、それから金額等の違いはほぼありませんが、ただし、残価リースのやり方につきましては、リース料率については、今後金利が不透明なため、残価の設定、それから契約後の無償譲渡とともに、横並びの料率設定になるため、残価設定リースのメリットが少ない。

それからもう1点、故障率が低くても100%の端末の返却というのが求められますので、それは困難であると。

その2点から、総合的に判断して、買取りのほうは、相対的にメリットが大きいと判断した次第でございます。

○**竹田光良委員長** ほかがございせんか。———
以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**竹田光良委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

以上で本常任委員会に付託されました議案の審査を終わります。

次に、本委員会の閉会中の継続調査の申出についてお諮りをいたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため、引き続き閉会中の継続調査の申出を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**竹田光良委員長** 御異議なしと認めます。よって議長に対しまして、閉会中の継続調査の申出を行うことに決定いたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件につきましては、委員長に一任していただきたいと思っております。

以上で本日予定しておりました議案審査につきましては全て終了いたしました。委員各位におかれましては、慎重な審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に一任していただきますようお願いを申し上げます。

これをもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時 閉会

(了)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

竹 田 光 良